

北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり推進会議幹事会設置要領

(目的)

第1条 北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり推進会議（平成17年7月設置。以下「推進会議」という。）設置要綱（以下「要綱」という。）第5条の2の規定に基づき、幹事会の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 幹事会は、要綱第2条に規定する事項、その他推進会議会長が必要と認める事項について連絡協議及び総合的な取組みを行い、その結果は次回の推進会議において報告するものとする。

(組織及び役員)

第3条 幹事会に幹事長1名、副幹事長2名を置き、それぞれ幹事の互選によって選出する。

2 幹事長は、会務を総理する。

3 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 幹事会の会議は、幹事長が招集する。

2 幹事長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(幹事会員以外の者の出席)

第5条 幹事会等は、必要に応じて幹事会員以外の者に出席を求めて意見を聴くことができる。

(幹事会の庶務)

第6条 幹事会等の庶務は、北海道環境生活部くらし安全局道民生活課、北海道警察本部生活安全部生活安全企画課及び北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課が協議してこれを行う。

(幹事長への委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、幹事会の運営に必要な事項は幹事長が定める。

附則

この要領は、平成19年3月16日から施行する。

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、令和元年6月1日から施行する。